

中央区 給食施設
管理運営ハンドブック



中央区食育野菜キャラクター



中央区保健所

令和5年4月

目 次

給食施設の設置者の方へ

1. 特定給食施設	
(1)役割	1
(2)設置者	1
(3)届出	1
(4)管理栄養士・栄養士の配置	2
(5)栄養管理基準の遵守	3
(6)栄養管理報告書による報告	3
2. その他の給食施設	4
保健所における給食施設指導	4

保健所への提出書類

1. 給食施設の届出	5
2. 給食施設実態調査	6
3. 管理栄養士配置状況調査	6
4. 栄養管理報告書	7

関係法令等について

1. 健康増進法	25
2. 健康増進法施行規則（厚生労働省令）	27
3. 健康増進法施行細則	28

その他の通知等について

1. 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について	29
2. 大量調理施設衛生管理マニュアル	29

給食施設の設置者の方へ

中央区では保健所の栄養指導員が、健康増進法に基づき特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行います。

給食施設の定義

特定給食施設

特定^{※1}かつ多数の者に対して継続的^{※2}に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。 健康増進法 第二十条第一項

厚生労働省令で定めるものとは、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。 健康増進法施行規則 第五条

その他の給食施設

継続的に、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する区内に存する施設であって、特定給食施設に該当しない施設をいう。

中央区特定給食施設指導等実施要綱 第二条

※1 特定…………給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。

※2 継続的…………週1回以上で、ほぼ1カ月以上継続している。

1. 特定給食施設

(1)役割

特定給食施設には、単に食事を供給するだけではなく、利用者の健康管理という視点を持って運営していくことが求められています。生活習慣病の予防が大きな課題となっているなかで、特定給食施設における食事の供給は、利用者だけではなく、その家族や地域社会の健康づくりを図っていく役割もあると考えられます。

(2)設置者

設置者とは、給食施設を設置した者であり、利用者の健康管理をあずかる最高責任者を指します。例えば、事業所は代表取締役社長等、病院の場合は理事長等になります。給食会社（委託先）は設置者には該当しません。

(3)届出

特定給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1カ月以内に、厚生労働省令で定める事項を、中央区保健所長を経由して中央区長に届け出なければなりません。

また、届出をした内容に変更が生じた場合・事業を休止及び廃止した場合は、その日から1カ月以内に、その旨を中央区保健所長を経由して中央区長に届け出なければなりません。

健康増進法 第二十条

健康増進法施行規則 第六条

健康増進法施行細則 第二条

(4)管理栄養士・栄養士の配置

給食施設において、適切な栄養管理を行うためには、専門職である管理栄養士・栄養士の存在が欠かせません。

特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置については、健康増進法において下記のとおり定めがあります。

ア 管理栄養士を置かなければならぬ施設

特別な栄養管理が必要な施設（健康増進法施行規則第七条で定める施設※）として、区長が指定する施設の設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

健康増進法 第二十二条第一項

※健康増進法施行規則 第七条

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

保健所では、上記に該当する施設であるか必要な調査を行い、該当する場合は、設置者あてに「管理栄養士必置指定通知書」を交付します。

当該施設に管理栄養士が配置されていない場合には、設置者は配置計画書を作成し計画に基づき管理栄養士を配置していきます。

また、基準に該当しなくなった場合には、「管理栄養士必置指定解除通知書」を交付し、指定を取り消します。

イ 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設

上記ア以外の特定給食施設の設置者は、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければなりません。

健康増進法 第二十二条第二項

このうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければなりません。

健康増進法施行規則 第八条

(5)栄養管理基準の遵守

特定給食施設の設置者は、栄養管理基準（健康増進法施行規則第九条で定める基準※）に従つて適切な栄養管理を行わなければなりません。

健康増進法 第二十一一条第三項

※健康増進法施行規則 第九条

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

(6)栄養管理報告書による報告

特定給食施設の設置者は毎年5月及び11月に実施した給食の内容について、栄養管理報告書を作成し、実施した月の翌月15日までに中央区保健所長を経由して中央区長に提出しなければなりません。

健康増進法施行細則 第二条

健康増進法施行細則 第七条

特定給食施設の設置者が健康増進法に基づいた栄養管理等を行っていない場合

管理栄養士を置かなければならない施設であるにもかかわらず、管理栄養士を置かない場合
正当な理由がないのに、栄養管理基準に従つた適切な栄養管理を行わない場合



当該施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告

（健康増進法 第二十三条第一項）



正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命令
（健康増進法 第二十三条第二項）



命令に違反した場合は、罰則(50万円以下の罰金)を適用（健康増進法 第七十二条第一項）

2. その他の給食施設

中央区では、その他の給食施設について、必要に応じて特定給食施設に準じた指導及び助言・講習会の案内を行います。 中央区特定給食施設指導等実施要綱 第八条

その他の給食施設が保健所へ提出する書類は、給食施設の届出と給食施設実態調査になりますので、「保健所への提出書類」(P5、6)をご参照ください。

なお、栄養管理報告書の提出は義務ではありませんが、ご提出される場合は様式や提出方法(P7)をご参照ください。

保健所における給食施設指導

「特定給食施設」「その他の給食施設」に対し、下表のとおり必要な指導及び助言を行っています。

講習会の開催	◆給食施設担当者講習会（年2回） 対象：給食管理者・管理栄養士・栄養士・調理師等 内容：給食の管理運営上必要な知識の啓発や栄養管理に要する情報提供及び指導
	◆食品衛生講習会（年1回） 対象：給食管理者・管理栄養士・栄養士・調理師等 内容：最新情報に基づく食品衛生の講義
来所指導	保健所において、施設に応じた指導・相談を実施
巡回指導	必要に応じて直接施設に出向き、指導・相談を実施
その他	給食の運営に関する各種相談や、必要に応じた調査を実施

保健所への提出書類

給食施設が保健所へ届出、報告する書類は次のとおりです。

なお、届出は給食業務を委託している場合でも、設置者が提出します。

1. 給食施設の届出

(1) 給食を開始する又は再開するとき

- ・給食開始届（第2号様式） P8
- ・給食運営状況票 P10
- ・給食施設の平面図※ P12

※再開する場合は、平面図に変更がなければ提出の必要はありません。

(2) 届出事項が変更になったとき

- ・給食届出事項変更届（第3号様式） P13

以下の9項目に変更が生じた場合に届出が必要です。

- ①施設名
- ②施設所在地
- ③設置者代表者氏名
- ④設置者住所
- ⑤給食施設の種類
- ⑥給食の開始日又は開始予定日
- ⑦1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- ⑧管理栄養士の員数
- ⑨栄養士の員数

※管理栄養士必置指定施設の管理栄養士に変更が生じた場合は「管理栄養士配置状況調査」(P6) を実施します。

(3) 給食を廃止または休止するとき

- ・給食廃止（休止）届（第4号様式） P15

提出期限	給食開始の日あるいは変更等があった日から1か月以内
提出部数	1部 ※2部作成し、1部は控えとして保管をお願いします。
提出方法	持参又は郵送でご提出ください。(P34) ファクシミリやメールによる提出は受け付けておりません。

※用紙は中央区ホームページからダウンロードできます。

2. 納食施設実態調査

毎年4月1日を基準日として、給食の実施状況を把握するための調査を実施します。給食業務を委託している場合は、施設側と給食の委託会社側が協力して記入してください。

中央区特定給食施設指導等実施要綱 第五条第一項

給食運営状況票

様式	給食運営状況票 (P10)
対象施設	全施設
提出期限	別途依頼文にて通知します。
提出部数	1部 ※2部作成し、1部は控えとして保管をお願いします。
提出方法	郵送又はメールでご提出ください。(P34)

※用紙は中央区ホームページからダウンロードできます。

3. 管理栄養士配置状況調査

管理栄養士必置指定施設に対し、必要に応じて保健所の栄養指導員が施設を巡回して、管理栄養士の配置状況を確認するための調査を実施します。

管理栄養士配置状況票

様式	管理栄養士配置状況票 (P23)
対象施設	管理栄養士配置指定施設
提出部数	1部 ※2部作成し、1部控えとして保管をお願いします。
提出方法	巡回時にご提出ください。

4. 栄養管理報告書

栄養管理報告書の項目は、栄養管理基準（P3）に基づいた具体的な内容となっています。栄養管理報告書を作成することは、自らの給食施設の栄養管理状態を把握し、課題や問題点を発見することにつながります。給食運営の評価をするためには、設置者と給食作成者の両者が情報を共有することが必要となります。そのためにも、施設の設置者は、栄養管理報告書の内容を必ず確認してください。

【様式】（施設の種類により異なります）

様式は東京都福祉保健局ホームページからダウンロードしてください。

対象施設（「給食施設の種類」（P24）参考）	様式
事業所、社会福祉施設	栄養管理報告書（給食施設） (P17、18)
幼稚園、保育所（認可）、認定こども園、その他（認証保育所等）	栄養管理報告書（保育所・幼稚園等） (P19、20)
病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、その他高齢者施設（有料老人ホーム等）	栄養管理報告書（病院・介護施設等） (P21、22)

報告月	毎年 5月・11月
提出期限	報告月の翌月15日まで（5月分→6月15日まで、11月分→12月15日まで） ※当該日が土日祝日の場合は、その前日までとします。
提出部数	特定給食施設：2部 その他の給食施設：1部 (必ず、施設用の控えとして、1部を保管してください。)
提出方法	持参又は郵送でご提出ください。（P34） ファクシミリやメールによる提出は受け付けておりません。

※「特定給食施設」と「その他の給食施設」の定義はP1を参照してください。

年　月　日

(宛先) 中央区長

施設名

〒

所在地

設置者　電話番号

(ふりがな)
代表者氏名

給食開始届

下記のとおり、給食を開始した(する)ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

給食施設の名称	ふりがな				
給食施設の所在地	〒				
給食施設の種類					
給食の開始日 又は開始予定日	年　月　日				
1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	一日の合計
管理栄養士の員数			栄養士の員数		

添付書類

- 1 給食運営状況票
- 2 給食施設の平面図

【記入例】

第2号様式(第4条関係)

〈記入方法〉

① 年 月 日 (宛先) 中央区長	② 施設名 中央株式会社 築地支店 〒 104-0061	③ 所在地 中央区銀座〇丁目〇番〇号
設置者 ④ 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	⑤ 代表者氏名 中央株式会社 代表取締役 社長 中央 太郎	⑥ 給食施設の名称 給食施設の正式名称。(②と同じ)。
給食開始日 ⑦ 年 月 〇 日 給食開始日又は開始予定日 下記のとおり、給食を開始した(する)ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。	記	⑧ 給食施設の種類 事業所 「中央区銀座〇丁目〇番〇号」
⑨ 給食の開始予定日 給食の開始日又は開始予定日を記入。	⑩ 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数 1日の平均食数の内訳。定員が決まっている場合は定員数。定員等が明確でない場合はその他(有料老人ホーム)、その他(認証保育所)等	⑪ 管理栄養士・栄養士の員数 常勤の管理栄養士・栄養士の人数を記入。常勤とは当該施設に勤務する正規の職員であり、フルタイムで働いている方。資格の職名で採用されている人數を記入。栄養士の資格を有していても調理員として採用されている場合は、該当しません。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は「管理栄養士」に計上します。
⑫ 添付書類 1 給食運営状況票 2 給食施設の平面図		

給食運営状況票

令和 年 月 日

施設名						
施設所在地		〒 電話				
設置者		名称				
		代表者	役職名	氏名		
設置者住所		〒				
食堂担当責任者 (施設管理者側)		役職名		氏名		
担当者 (保健所からの連絡先)		部署名		氏名		
		電話				
運営方式		<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 準直営 <input type="checkbox"/> 委託				
	委託会社名		責任者			
給食方式		<input type="checkbox"/> 単一メニュー <input type="checkbox"/> 選択メニュー <input type="checkbox"/> カフェテリア				
定数		人				
給食数		朝食	食	給食従事者数	管理栄養士	人
		昼食	食		栄養士	人
		夕食	食		調理師	人
		その他	食		調理作業員	人
		合計	食		事務員	人
					直営(施設)	
勤務形態		常勤	非常勤	施設常駐 (常勤・非常勤)	巡回	
		管理栄養士	氏名	氏名	氏名	
				1週間(回)又は1ヶ月(回)	1週間(回)又は1ヶ月(回)	
栄養士	氏名	氏名	氏名			
		1週間(回)又は1ヶ月(回)	1週間(回)又は1ヶ月(回)			

中央区保健所 健康推進課 栄養担当

江陰會通書院

記入方法

令和年月日

中央区保健所 健康推進課 栄養担当

11

給食施設の平面図

年　　月　　日

施設名

(1) 平面図

記載事項	(2) 付近見取り図 (100メートル以内)
<input type="checkbox"/> 調理室の大きさ <input type="checkbox"/> 調理器具の配置 <input type="checkbox"/> 出入り口の位置 <input type="checkbox"/> 通路の位置 <input type="checkbox"/> 便所、手洗いの位置	

<給食施設の平面図 記入要領>

1 平面図

記載事項を参考の上、各室や各機器の大きさ等を正確に記入する。

2 給食施設付近の見取り図

公共施設など目標をはっきりと記入し、方角を示す。

3 その他

- ・本様式は、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「施設の構造及び設備を示す図面」に変えても差し支えありません。

年 月 日

(宛先) 中央区長

施設名

〒

所在地

設置者

電話番号

(ふりがな)
代表者氏名

給食届出事項変更届

健康増進法第20条第2項の規定により、給食届出事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
施設名		
施設所在地		
設置者代表者氏名		
設置者住所		
給食施設の種類		
給食の開始日 又は開始予定日		
1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数		
管理栄養士の員数		
栄養士の員数		

月 日付けで、変更しました。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 中央区長

施設名

〒

所在地

設置者

電話番号

(ふりがな)
代表者氏名

給食廃止(休止)届

下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

給食施設の名称	
給食施設の所在地	〒
給食の開始届出年月日	年 月 日
給食の廃止(休止)年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	

【記入例】

第4号様式(第4条関係)

〈記入方法〉

①	年 月 日														
(宛先) 中央区長															
②	施設名	中央株式会社	築地支店												
〒104-0061															
③	所在地	中央区銀座〇丁目〇番〇号													
設置者	④	電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇												
(ふりがな) 中央株式会社															
⑤	代表者氏名	代表取締役	社長												
中央 太郎															
⑥	給食廃止	届													
下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。															
記															
⑦	給食施設の名称	中央株式会社			築地支店										
⑧	給食施設の所在地	中央区築地〇丁目〇番〇号			〒104-0061										
⑨	給食の開始届出年月日	昭和〇年〇月〇日													
⑩	給食の廃止(休止)年月日	令和〇年〇月〇日													
⑪	廃止(休止)の理由	移転のため													

栄養管理報告書（給食施設）

保健所長 殿

施設名

所在地

管理者名

電話番号

年 月分

I 施設種類	II 食事区分別 1日平均食数及び食材料費				III 給食従事者数			
	食数及び食材料費			その他	施設側(人)		委託先(人)	
	定食(□单一・□選択)	カフェテリア食	常勤		非常勤	常勤	非常勤	
1学校	食 (材・壳)	円	食	食	管理栄養士			
2児童福祉施設 (保育所以外)	食 (材・壳)	円	食	食	栄養士			
3社会福祉施設	食 (材・壳)	円	食	食	調理師			
4事業所	食 (材・壳)	円	食	食	調理作業員			
5寄宿舎	食 (材・壳)	円	食	食	その他			
6矯正施設	食 (材・壳)	円	食	食				
7自衛隊	食 (材・壳)	円	食	食				
8一般給食センター	0 食 (材・壳)	0 円	0 食	0 食				
9その他()	合 計							
	再掲 職員食	食	喫食率 %	合 計	0	0	0	0

IV 対象者（利用者）の把握									
【年1回以上、施設が把握しているもの】					8 疾病状況の把握(健診結果) : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
1 対象者(利用者)数の把握	:	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	9 生活習慣の把握 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(給食以外の食事状況、運動・飲酒・喫煙習慣等)				
2 身長の把握	:	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	【利用者に関する把握・調査】該当に印をつけ頻度を記入する。					
3 体重の把握	:	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無						
4 BMIなどによる体格の把握	□ 有 (肥満 % やせ %)	<input type="checkbox"/> 無	1 食事の摂取量の把握	<input type="checkbox"/> 実施している(<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部)					
5 身体活動状況の把握	:	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	(頻度: <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 回/月 <input type="checkbox"/> 回/年)					
6 食物アレルギーの把握 (健診結果・既往歴含む)	:	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	□ 実施していない					
7 食物アレルギーへの対応	□ 有(<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 代替 <input type="checkbox"/> その他())	<input type="checkbox"/> 無	2 嗜好・満足度調査	<input type="checkbox"/> 実施している	<input type="checkbox"/> 実施していない				
			3 その他()						

V 給食の概要								
1 給食の位置づけ	<input type="checkbox"/> 利用者の健康づくり	<input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の確立	<input type="checkbox"/> 十分な栄養素の摂取	<input type="checkbox"/> 安価での提供	<input type="checkbox"/> 楽しい食事	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 管理者	<input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士
1-2 健康づくりの一環として給食が機能しているか	<input type="checkbox"/> 十分機能している	<input type="checkbox"/> まだ十分でない	<input type="checkbox"/> 機能していない	<input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> 介護・看護担当者	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 構成委員	<input type="checkbox"/> 調理師・調理担当者
2 給食会議	<input type="checkbox"/> 有 (頻度: 回/年)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 給食利用者	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 介護・看護担当者	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 組織委員	<input type="checkbox"/> 管理者
2-2 有の場合	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの活用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 衛生点検表の活用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 給食利用者	<input type="checkbox"/> 介護・看護担当者
3 衛生管理	<input type="checkbox"/> ①食中毒発生時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ②災害時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ③食品の備蓄	<input type="checkbox"/> 有
4 非常時危機管理対策	<input type="checkbox"/> ④他施設との連携	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()
5 健康管理部門と栄養管理部門との連携 (事業所のみ記入)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()

*裏面へ⇒

施設名

VI 栄養計画																
1 対象別に設定した給与栄養目標量の種類						<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 作成していない										
2 納入栄養目標量の設定対象の食事						<input type="checkbox"/> 朝食 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> 夕食 <input type="checkbox"/> 夜食 <input type="checkbox"/> おやつ										
3 納入栄養目標量の設定日						年 月										
4 納入栄養目標量と納入栄養量(最も提供数の多い給食に関して記入)						対象:年齢 ___歳～___歳 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 男女共										
	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	A(μg) (RAE当量)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)	ビタミン	食塩 相当量 (g)	食物繊維 総量 (g)	炭水化物 エネルギー 比率(%)	脂肪 エネルギー 比率(%)	たんぱく質 エネルギー 比率(%)	
給与栄養 目標量																
給与栄養量 (実際)																
5 納入栄養目標量に対する給与栄養量(実際)の内容確認 及び評価						<input type="checkbox"/> 実施している(<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 報告月のみ) <input type="checkbox"/> 実施していない										
VII 栄養・健康情報提供			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記にチェック)			VIII 栄養指導				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)						
<input type="checkbox"/> 栄養成分表示 <input type="checkbox"/> 献立表の提供 <input type="checkbox"/> 卓上メモ <input type="checkbox"/> ポスターの掲示 <input type="checkbox"/> 給食たより等の配布 <input type="checkbox"/> 実物展示 <input type="checkbox"/> 給食時間の訪問 <input type="checkbox"/> 健康に配慮したメニュー提示 <input type="checkbox"/> 推奨組合せの例の提示 <input type="checkbox"/> その他()						個別 実施内容 延人 延人 延人 延人							実施数			
													個別		延人	
															延人	
															延人	
															延人	
IX 課題と評価		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)			集団 回人 回人 回人							回人				
(栄養課題)												集団		回人		
(栄養課題に対する取組)														回人		
X 東京都の栄養関連施策項目(最も提供数の多い給食に対して記入)																
(施設の自己評価)						(VI-4の食事について記入)				目標量		提供量				
						野菜の一人当たりの提供量(<input type="checkbox"/> 1食 <input type="checkbox"/> 1日)				g		g				
						果物の一人当たりの提供量(<input type="checkbox"/> 1食 <input type="checkbox"/> 1日)				g		g				
XI 委託		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)			作 成 者 保健所 記入欄	施設側責任者 役職 氏名										
名称						作成者氏名 所属										
電話 FAX						電話 FAX										
委託内容 <input type="checkbox"/> 献立作成 <input type="checkbox"/> 発注 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 盛付 <input type="checkbox"/> 配膳 <input type="checkbox"/> 食器洗浄 <input type="checkbox"/> その他()						職種: <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> その他()										
委託契約内容の書類整備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						特定給食施設・その他の施設 (施設番号)										
						健康増進法第21条による管理栄養士必置指定 <input type="checkbox"/> 有										

栄養管理報告書（保育所・幼稚園等）

保健所長 殿

施設名

所在地

管理者名

電話番号

年 月分

I 施設種類	II 食事区分別 1日平均食数及び食材料費			III 給食従事者数			
	食数及び食材料費	定食	離乳食	施設側(人)		委託先(人)	
常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1 幼稚園				管理栄養士			
2 保育所(認可)	朝食 食 円			栄養士			
3 認定こども園	昼食 食 円	食		調理師			
4 その他 (認証保育所等)	補食 食 円			調理作業員			
	夕食 食 円			その他			
	合計 0 食 0 円			合計	0	0	0
	再掲 職員食 _____ 食						

IV 対象者（利用者）の把握

【年1回以上、施設が把握しているもの】

- 1 対象者(利用者)数の把握 : 有 無
 2 身長の把握 : 有 無
 3 体重の把握 : 有 無
 4 幼児身長体重曲線による体格の把握(3歳以上6歳未満)
 有 (肥満 % やせ %) 無
 5 身体活動状況の把握 : 有 無
 6 食物アレルギーの把握
 (健診結果・既往歴含む) : 有 無
 7 食物アレルギーへの対応
 有(除去 代替 その他()) 無

【利用者に関する把握・調査】該当に印をつけ頻度を記入する

- 1 食事の摂取量の把握
 実施している(全員 一部)
 (頻度: 毎日 回/月 回/年)
 実施していない
 2 嗜好調査
 実施している 実施していない
 3 その他()

V 給食の概要

1 給食の位置づけ	<input type="checkbox"/> 利用者の健康な体づくり <input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の確立 <input type="checkbox"/> 十分な栄養素の摂取 <input type="checkbox"/> 安価での提供 <input type="checkbox"/> 楽しい食事 <input type="checkbox"/> その他()								
1-2 幼児の健全な発育発達に給食が機能しているか	<input type="checkbox"/> 十分機能している <input type="checkbox"/> まだ十分でない <input type="checkbox"/> 機能していない <input type="checkbox"/> わからない								
2 給食会議	<input type="checkbox"/> 有 (頻度: 回/年) <input type="checkbox"/> 無								
2-2 有の場合	構成委員 <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士 <input type="checkbox"/> 調理師・調理担当者 <input type="checkbox"/> 保育士・教諭 <input type="checkbox"/> 看護担当者 <input type="checkbox"/> その他()								
3 衛生管理	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 衛生点検表の活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
4 非常時危機管理対策	<table border="0"> <tr> <td>①食中毒発生時マニュアル</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>②災害時マニュアル</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>③食品の備蓄</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>④他施設との連携</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	①食中毒発生時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	②災害時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	③食品の備蓄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	④他施設との連携	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
①食中毒発生時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
②災害時マニュアル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
③食品の備蓄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
④他施設との連携	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

*裏面へ⇒

施設名

VI 栄養計画															
1 対象別に設定した給与栄養目標量の種類					<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 作成していない										
2 納入栄養目標量の設定対象の食事					<input type="checkbox"/> 朝食 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> 夕食 <input type="checkbox"/> 補食 <input type="checkbox"/> おやつ										
3 納入栄養目標量の設定日					_____年_____月										
4 納入栄養目標量と納入栄養量(最も提供数の多い給食に関して記入)					対象: 年齢 _____歳～_____歳 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 男女共										
	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	A(μg) (RAE当量)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)	ビタミン	食塩 相当量 (g)	食物繊維 総量 (g)	炭水化物 エネルギー 比率(%)	脂肪 エネルギー 比率(%)	たんぱく質 エネルギー 比率(%)
給与栄養 目標量															
給与栄養量 (実際)															
5 納入栄養目標量に対する給与栄養量(実際)の内容確認 及び評価					<input type="checkbox"/> 実施している(<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 報告月のみ) <input type="checkbox"/> 実施していない										

VII 栄養・健康情報提供		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)		VIII 栄養指導		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)		
<input type="checkbox"/> 栄養成分表示 <input type="checkbox"/> 献立表の提供 <input type="checkbox"/> 卓上メモ <input type="checkbox"/> ポスターの掲示 <input type="checkbox"/> 給食たより等の配布 <input type="checkbox"/> 実物展示 <input type="checkbox"/> 給食時間の訪問 <input type="checkbox"/> その他()				個別	実施内容		実施数	
							延人	
							延人	
IX 課題と評価		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)		集団			延人	
(栄養課題)							回人	
(栄養課題に対する取組)							回人	
X 東京都の栄養関連施策項目(最も提供数の多い給食に対して記入)								
(施設の自己評価)				(VI-4の食事について記入)				提供量
				野菜の一人当たりの提供量(1食)				g
				果物の一人当たりの提供量(1食)				g
XI 委託		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)		作成者	所属			
名称					氏名			
電話 FAX					電話 FAX			
委託内容 <input type="checkbox"/> 献立作成 <input type="checkbox"/> 発注 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 盛付 <input type="checkbox"/> 配膳 <input type="checkbox"/> 食器洗浄 <input type="checkbox"/> その他()					職種: <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> その他()			
委託契約内容の書類整備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					保健所記入欄			特定給食施設・その他の施設(施設番号) 健康増進法第21条による管理栄養士必置指定 <input type="checkbox"/> 有

栄養管理報告書（病院・介護施設等）

保健所長 殿

施設名

所在地

管理者名

電話番号

年 月分

I 施設種類	II-1 1人1日平均食材料費及び食事区分別給食延べ数				II-2 定数及び1日平均利用者数
1 病院 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 老人福祉施設 (特別養護老人ホーム・通所介護施設・その他高齢者施設) 5 その他 (有料老人ホーム)	食材料費	円	<input type="checkbox"/> 食材料費 <input type="checkbox"/> その他含		定数又は定員 床(人)
	給食延べ数 (食)				
	一般食	常 食			1日平均利用者数合計 人
		そ の 他			
	その他	療養食(特別食)			再掲 デイサービス ショートステイ
		職員食・その他			
		合 計		0	その他() その他()
III 給食従事者数					IV 利用者の把握・調査
	施設側(人)		委託先(人)		年1回以上、施設が把握しているもの <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 身体活動レベル <input type="checkbox"/> 身長 <input type="checkbox"/> 体重 <input type="checkbox"/> BMI <input type="checkbox"/> 血清アルブミン <input type="checkbox"/> 生活習慣(給食以外の食事状況、運動・飲酒・喫煙習慣等) <input type="checkbox"/> その他() 年1回以上、施設が調査しているもの 1 食事の摂取量把握 <input type="checkbox"/> 実施している (<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部) (頻度: <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 回/月 <input type="checkbox"/> 回/年) <input type="checkbox"/> 実施していない 2 嗜好・満足度調査 <input type="checkbox"/> 実施している(頻度: <input type="checkbox"/> 回/年) <input type="checkbox"/> 実施していない 3 その他() (頻度: <input type="checkbox"/> 回/年)
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理栄養士					
栄養士					
調理師					
調理作業員					
その他					
合 計	0	0	0	0	
V 給食の概要					
1 給食会議	<input type="checkbox"/> 有 (頻度: 回/年) <input type="checkbox"/> 無				
1-2 有の場合	<input type="checkbox"/> 構成委員 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士 <input type="checkbox"/> 調理師・調理担当者 <input type="checkbox"/> 給食利用者 <input type="checkbox"/> 介護・看護担当者 <input type="checkbox"/> その他()				
2 衛生管理	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 衛生点検表の活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
3 非常時危機管理対策	<input type="checkbox"/> ①食中毒発生時マニュアル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ②災害時マニュアル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ③食品の備蓄 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ④他施設との連携 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
4 栄養ケア・マネジメントの実施	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 一部) <input type="checkbox"/> 無				
5 NSTの導入(病院のみ記入)※	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
VI 栄養計画					
1 対象別に設定した給与栄養目標量の種類	<input type="checkbox"/> _____ 種類 <input type="checkbox"/> 個別に作成 <input type="checkbox"/> 作成していない				
2 給与栄養目標量の設定頻度	<input type="checkbox"/> 每月設定 <input type="checkbox"/> 3か月に1回設定 <input type="checkbox"/> その他()				

*裏面へ⇒

施設名

3 納入栄養目標量と納入栄養量(最も提供数の多い給食に関して記入)					(食種 <input type="checkbox"/> 一般食 <input type="checkbox"/> その他())								
	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			食塩 相当量 (g)	食物繊維 総量 (g)	炭水化物 エネルギー 比率(%)	脂肪 エネルギー 比率(%)	たんぱく質 エネルギー 比率(%)
納入栄養 目標量						A(μg) (RAE当量)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)				
納入栄養量 (実際)													
4 納入栄養目標量に対する納入栄養量(実際)の内容確認 及び評価					<input type="checkbox"/> 実施している(<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 報告月のみ) <input type="checkbox"/> 実施していない								
5 栄養改善の実施					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
5-2 有の場合 内容(複数可)					<input type="checkbox"/> 有病者の治療 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下機能の改善 <input type="checkbox"/> 適正体重者の増加 <input type="checkbox"/> 食事摂取の適正化 <input type="checkbox"/> 利用者の満足度の向上 <input type="checkbox"/> 品質管理の向上 <input type="checkbox"/> その他 ()								
VII 栄養・健康情報提供			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合は下記にチェック)		VIII 栄養指導			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)					
□ 栄養成分表示		□ 献立表の提供		個別	実施内容						実施数		
□ 卓上メモ		□ ポスターの掲示			糖尿病						延人		
□ 納入したより等の配布		□ 実物展示			脂質異常症						延人		
□ 納入時の訪問		□ その他()			高血圧・心臓病						延人		
IX 課題と評価		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)									延人		
(栄養課題)								延人					
(栄養課題に対する取組)								回人					
								回人					
								回人					
								回人					
								回人					
X 東京都の栄養関連施策項目(最も提供数の多い給食に対して記入)													
(VI-3の食事について記入)										目標量	提供量		
野菜の一人当たりの提供量(□1食 □1日)										g	g		
果物の一人当たりの提供量(□1食 □1日)										g	g		
XI 委託		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(有の場合は下記に記入)		作成者	所属								
名称										氏名			
電話 FAX										電話 FAX			
委託内容	□ 献立作成	□ 発注	□ 調理		□ 盛付	□ 配膳	職種	□ 管理栄養士	□ 栄養士	□ 調理師	□ その他()		
□ 食器洗浄										□ その他()			
委託契約内容の書類整備 :										特定給食施設・その他の施設(施設番号)			
委託契約内容の書類整備 :										健康増進法第21条による管理栄養士配置指定 <input type="checkbox"/> 有			

管理栄養士配置状況票

年 月 日

施設名

所在地

設置者氏名

管理栄養士の配置状況

管理栄養士の人数	直営	委託	総数
管理栄養士のうち 代表者氏名 ※			
代表者の管理栄養士名簿 登録番号	第 号		

※栄養指導員(保健所)は、代表者の管理栄養士免許証(原本)と上記の記載内容を確認する。

保健所記入欄 指定番号()

給食施設の種類

区分	該当施設	根拠法令等
1.学校 (公立・私立)	公立学校・公立幼稚園・私立学校・私立幼稚園・幼稚園型認定こども園・各種学校	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
2.病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
3.介護老人 保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
4.老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
5.児童福祉施設	認可保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園 等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
6.社会福祉施設	救護施設・婦人保護施設・障害者支援施設 等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
7.事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
8.寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
9.矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
10.自衛隊	自衛隊	—
11.一般給食 センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設
12.その他	上記に含まれない施設。警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域型保育事業・有料老人ホーム 等	上記に含まれない施設

関係法令等について

(特定給食施設に係る具体的な法令・法規について抜粋しています。)

1 健康増進法 抜粋 (平成十四年八月二日 法律第百三号)

第四章 保健指導等 (抜粋)

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 略

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第五章 特定給食施設

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 罰則（抜粋）

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 健康増進法施行規則 抜粋 (平成十五年四月三十日 厚生労働省令第八十六号)

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 納食施設の名称及び所在地
- 二 納食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、納食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 納食施設の種類
- 四 納食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

3 健康増進法施行細則 抜粋 (平成十五年四月三十日 規則第二十一号)

(趣旨)

第一条 この規則は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第二条 法、省令又はこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

(特定給食施設の届出)

第四条 法第二十条第一項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）の開始の届出は、別記第二号様式による給食開始届により行うものとする。

2 法第二十条第二項に規定する特定給食施設の変更の届出は、別記第三号様式による給食届出事項変更届により、廃止又は休止の届出は、別記第四号様式による給食廃止（休止）届により行うものとする。

(管理栄養士の必置指定)

第五条 法第二十一条第一項に規定する施設の指定は、別記第五号様式による管理栄養士必置指定通知書により行うものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した施設が省令第七条各号に該当しなくなったときは、別記第六号様式による管理栄養士必置指定解除通知書によりその指定を取り消すものとする。

(指導票の交付)

第六条 栄養指導員は、法第二十二条に規定する指導及び助言を行った場合は、指導票を当該施設の設置者に交付しなければならない。

(給食の報告)

第七条 特定給食施設の管理者は、毎年五月及び十一月に実施した給食について、実施した月の翌月十五日までに報告書を区長に提出しなければならない。

(帳票の整備等)

第八条 特定給食施設の管理者は、献立、食品使用日計、栄養出納その他給食に必要な帳票を整備し、及び保存しなければならない。

2 前項の帳票は、栄養指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

その他の通知等について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法に基づき実施されているところですが、平成25年度から開始している健康日本21（第二次）の推進においても、特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項が示されています。

また、衛生管理についてもマニュアルがありますので、合わせてご確認ください。

1. 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（P30）
(健健発0331第2号 令和2年3月31日)
2. 大量調理施設衛生管理マニュアル
(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)
(最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号)

別添 1
健発 0331 第 2 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 保 健 所 設 置 市 特 别 区

衛 生 主 管 部 (局) 長 殿

(公 印 省 略)

第 1 特定給食施設等に関する基本的事項について

- 1 特定給食施設は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)第 20 条第 1 項に規定される施設であり、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの(継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設)をいう。
なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となること。
- 2 特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第 20 条第 1 項の届出が適切に行われるよう対応すること。
なお、同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者をいう。以下同じ。)の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせることが適当である。
- 3 法第 22 条に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。)が法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものである。そのため、法第 22 条に基づく指導及び助言を行なう場合には、その内容等については慎重に判断すること。
- 4 法第 24 条に基づく立入検査等は、法第 22 条に基づく指導及び助言や法第 23 条に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものである。
- 5 法第 18 条第 2 号に基づく指導及び助言は、特定給食施設のほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設として各自治体の条例等に基づき把握される特定給食施設(以下「その他の施設」という。)も対象となる。
また、当該指導及び助言は、栄養指導員が栄養管理の実施に關し必要な事項について行うものであり、例えば、特定給食施設及びその他の施設(以下「特定給食施設等」という。)において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すために助言をする場合も想定される。

第2 法第18条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

- 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について
 - (1) 地域全体の食環境が向上するよう、管内施設全体の栄養管理状況及び地域の課題を踏まえた上で、課題解決に向けた効果的な指導計画を作成し、計画的に指導・支援等を行うこと。
 - (2) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設においても適切な栄養管理がなされるよう指導計画を作成するとともに、管理栄養士又は栄養士の配置が促進するよう助言すること。
 - (3) 病院・介護老人保健施設等については、地域の医療・介護等の質の向上を図る観点から、管内の医療機関等と必要なネットワークの構築に向けた調整を行い、入退院（入退所）前後の連携を促す支援も行うこと。
 - (4) 専門職としての高度な技能の確保に向けた取組については、職能団体の協力が得られるよう調整することとし、自治体が行う研修等と連携又は横み分けを行い、計画的に当該地域の管理栄養士・栄養士の教育を行うこと。
 - (5) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援等を行うこと。
 - (6) 特定給食施設等に対して、他法令に基づく指導等を行う部署とは定期的に情報共有を行い、効果的な指導・助言のための連携体制の確保に努めること。
 - (7) 給食業務を委託している場合は、栄養委員会と連携して行うこと。
なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うことで、委託事業者の業務の状況を定期的に確認させ、必要な指示を行わせること。
 - (8) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。
 - (9) その他の施設に対する指導・支援等に関する場合は、地域全体の健康増進への効果の程度を勘察し、より効率的・効果的に行うこと。

が設定した目標量と提供量が乖離していることをもって不足又は過剰と判断することは適切ではないこと。

- (5) 特定給食施設等に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や採取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しく、身体状況の変化等から栄養管理に課題のある可能性の高い利用者に提供される食事の内容等を優先的に確認し、評価すること。

ただし、利用者の多くに栄養管理上の課題が見受けられる場合には、基本となる献立（個別対応用に展開する前の献立）に課題がある可能性が高いいため、施設の状況に応じて指導・助言等を行うこと。

- (6) 病院・介護老人保健施設等については、栄養管理を行うために必要な連携体制が構築され、適切に機能しているかを確認すること。

- (7) 栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、評価結果を踏まえた課題解決への取組を促すこと。また、必要に応じて、改善状況又は改善計画について報告を求ること。

3 危機管理対策について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、食料備蓄の確保を促すとともに、期限前の有効活用について助言すること。
- (2) 災害等発生時でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

- 第3 管理栄養士を置かなければならぬ特定給食施設について
- 特定給食施設のうち、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第7条各号に掲げる施設については、法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならないこととされているところ、これらの施設を指定する場合の留意点は以下のとおりである。
- なお、特定給食施設に該当するか否かの判断において、例えば、病院内の職員食堂など該施設の利用者以外の者に供給される食数も含めることとともに差し支えないが、管理栄養士を置かなければならぬ施設として指定する際の食数については、除外することが適当である。

- 1 第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）について
- (1) 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。
 - (2) 供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数（又は入所定員）300床（人）以上の病院等に設置されている特定給食施設は、「一号施設」とすること。
- (3) 利用者の身体状況の変化や栄養管理の状況等について評価を行い、栄養管理上の課題を抽出し、その課題から指導・支援等を重点的に行う施設の抽出を行うこと。
- (4) 栄養管理上の課題抽出に当たっては、特に児童福祉施設、学校、事業所、寄宿舎等の健康増進を目的とした施設においては、研修等の企画・立案の参考にするとともに、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- なお、提供栄養量の評価に当たっては、身体状況等の変化から給与栄養目標量の設定が適切であるかの確認を併せて行うことが重要であり、単に施設

(3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設について
は、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が、300 床（人）以上である
場合に、一号施設すること。

2 一号施設以外の特定給食施設

- (1) 規則第 7 条第 2 号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、以下の①から⑥に該当する施設のうち、継続して 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 以上の食事を供給するものということ。
 - ① 生活保護法第 38 条に規定する教護施設及び更正施設
 - ② 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ③ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設、同法第 44 条に規定する児童自立支援施設
 - ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項の規定により設置する施設
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
 - ⑥ 事業所、宿泊舎、矯正施設、自衛隊等（以下「事業所等」という。）
- (2) 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、1 (3) に該当する場合を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上である場合には、二号施設とすること。

この場合、病院等に対し 1 回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1 日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の 3 倍の数）として取り扱うものとすること。

3 その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

- (1) 法第 21 条第 1 項の指定の対象施設となる特定給食施設のうち、法令等により栄養士を配置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあっては、そのぞめの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第 21 条第 1 項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。
- (2) 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を配置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上となる場合に、二号施設とみなされること。
- (3) 事業所等に對し食事を供給する特定給食施設にあっては、当該特定給食施

設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね 8 割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであつて 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

特定給食施設が行う栄養管理に関する留意事項について
(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添2)

第1 趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21条第3項の規定により、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第9条の基準（以下「栄養管理基準」という。）に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされいるところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合には、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

(1) 利用者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。

(2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

(3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。

(4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

(5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事（給食）の獻立について

(1) 納食の獻立は、利用者の身体の状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

(2) 複数献立や選択食（カフェティア方式）のように、利用者の自主性により

料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行いうなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付けて、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じて利用者等に対する各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

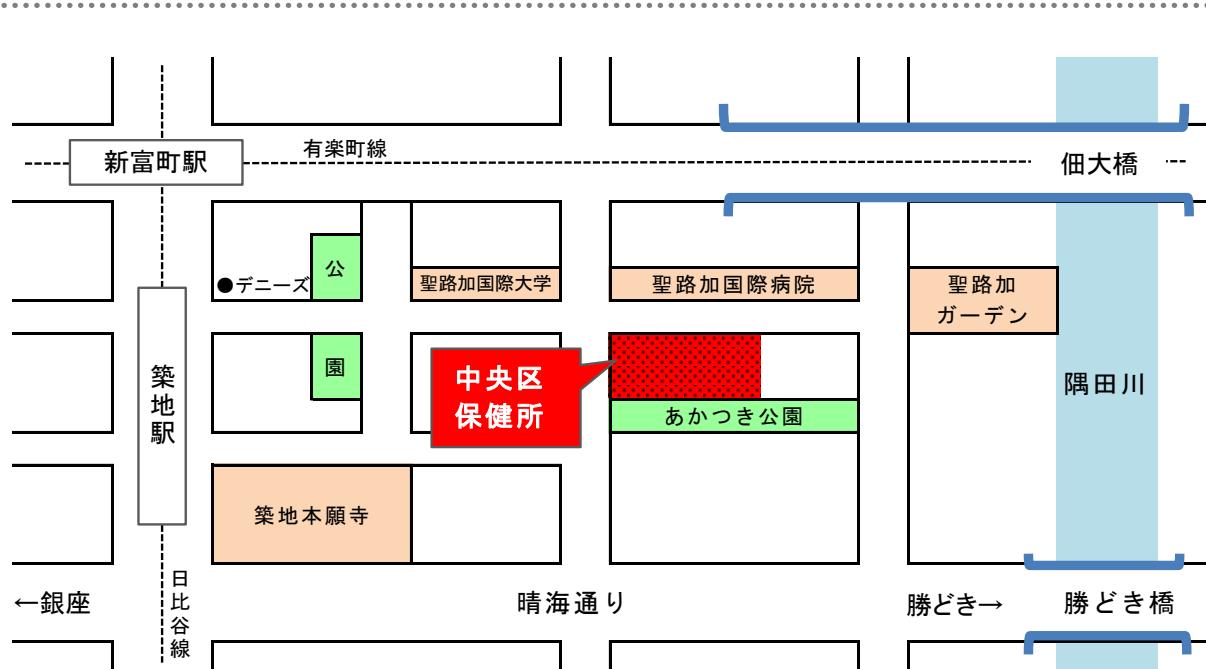
4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

- (1) 献立表は、衛生的かつ安全に行われるること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。
- (2) 災害等の備え
災害等発生時であつても栄養管理制度に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

中央区保健所 地図



【最寄駅】

- 東京メトロ 日比谷線
築地駅下車（3番出口） 徒歩7分
- 東京メトロ 有楽町線
新富町駅下車（4番出口） 徒歩10分



提出（問い合わせ）先

住所：〒104-0044 中央区明石町12-1
中央区保健所 健康推進課 栄養担当宛
TEL：03-3541-4260
メールアドレス：kenko_02@city.chuo.lg.jp

提出書類のダウンロード先

中央区ホームページより

サイト内検索で [給食施設における栄養管理](#)

ID検索で

14128

